

社会福祉法人芦山会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芦山会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定める。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、管理者等の法人職員が役員等の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、当法人旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

越前市内	5,000円
------	--------

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

越前市内	5,000円
------	--------

(改廃)

第4条 本規定は、評議員の議決を経て、改廃することができる。

附則

1 この規定は、平成29年6月23日から施行する。